

令和元年度 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

○今年度の事業内容

令和元年度予算：14,600千円(国交付金：10/10) ※健康課事業は、対象者が国保以外に及ぶため費用按分あり

(A)：市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備(2,600千円)

(1) 特定保健指導関係機関・市町村等連携会議の開催

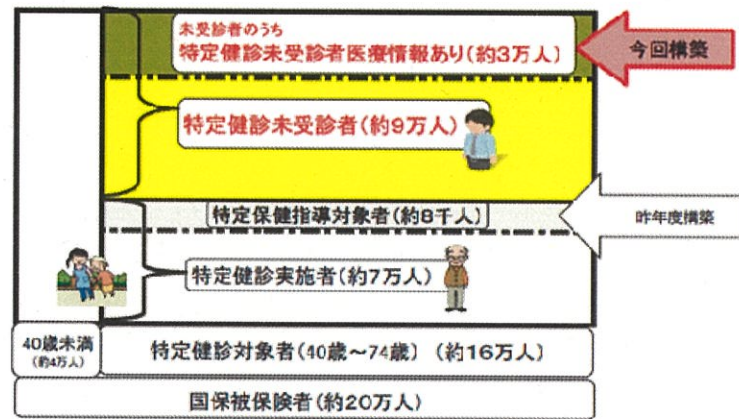
前年度に引き続き連携会議を開催し、保健指導実施機関と市町村との連携を図り、特定保健指導の効果的な取り組み体制の構築を推進する。

(2) 特定健康診査未受診者の医療情報突合ツールの開発

特定健康診査未受診者の医療情報(レセプト情報)を突合することにより、その治療状況等を把握し、生活習慣病の重症化予防や特定健康診査の実施率の向上に寄与する。

○過去の健診データと医療情報を突合

健診受診歴のある者で診療記録がない方を抽出し、受診勧奨の優先順位付けを行う。



(B)：市町村の現状把握・分析(1,400千円)

(3) 特定健康診査の結果と生活習慣病の関連分析

昨年度、実施した特定健康診査結果の地域間リスクの分析(地域診断)と医療費情報(レセプト情報)を絡ませ、分析を行う(医療費の将来予測等)。

(C)：都道府県が実施する保健事業

(総事業費26,100千円うち国交付金10,600千円)

(4) 国保加入者向け健康合宿(健康課事業)

国際健康プラザ等を活用し、国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームの解消に向け、食事や運動の体験を通じて楽しみながら正しい生活習慣改善を学ぶ「健康合宿」を実施する。

回数：9回(日帰りコース4回、1泊2日コース5回)



(5) 健康寿命の延伸に関するプロジェクト事業等(健康課事業：費用按分)

生活習慣の改善によるメタボ予防・改善を促すための普及啓発事業や特定保健指導や健康教室等に活用できる媒体(リーフレット等)を作成し、市町村に配布する。

(参考) 都道府県国保ヘルスアップ支援事業について

平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことを踏まえ、都道府県が実施する保健事業等に対する助成事業として、国からの特別調整交付金を活用した「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」が創設された。

【交付対象】

都道府県が、管内市町村国保における保健事業を支援するため、効率的・効果的に実施する事業。

※1 国民健康保険特別会計事業勘定(款)保健事業費に相当する科目により実施する事業に充当

※2 市町村が実施する保健事業との役割を調整するよう留意

※3 委託可

〈事業内容〉

(A) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備

- ・都道府県レベルの連携体制構築(連携会議の開催等)
- ・保健事業の対象者抽出ツールの開発
- ・市町村保健事業の効率化に向けたインフラ整備(管内市町村共通ヘルスケアポイント制度の創設等)
- ・人材育成(管内全域から参加できる研修の開催等)

(B) 市町村の現状把握・分析

- ・KDBと他のDBを合わせた分析

(C) 都道府県が実施する保健事業

- ・保健所を活用した取組(保健所の専門職による保健指導支援等)

【交付要件】

○事業ごとの実施計画(単年又は複数年)の策定

○事業ごとの評価指標(ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標)

- ・評価方法の設定

※翌年度も同じ事業を申請する場合は評価指標による成果報告

○第三者(有識者検討会、支援・評価委員会等)の活用

【交付限度額】

被保険者数	25万人未満	25～50万人未満	50～75万人未満	75～100万人未満	100万人以上
基準額	1,500万円	1,750万円	2,000万円	2,250万円	2,500万円

富山県